

特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会 入 会 規 程

第1条 この規程は、特定非営利活動法人廿日市市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第3章第7条により、会員（以下「加盟団体」という。）に関する必要な事項を定める。

第2条 種目別団体は、同一種目につき廿日市市内を統括代表する唯一のアマチュアスポーツ団体でなければならない。

第3条 加盟団体は、毎年度事業終了後1ヶ月以内に、その年度の事業報告、並びに決算書、又その年度始めに事業計画、並びに予算書を提出しなければならない。

第4条 加盟団体は、毎年5月末日までに、本会の定款第3章第8条による会費を納入しなければならない。

第5条 新たに入会しようとするものは、その代表者が次に掲げる書類を会長に提出し、総会の承認を受けなければならない。

- 1 加盟申込書
- 2 事務所所在地
- 3 規約
- 4 組織一覧表
- 5 役員名簿
- 6 前年度事業内容
- 7 当該年度事業計画書
- 8 当該年度予算書

第6条 加盟の承認を受けた団体は、直ちに第4条に規定する会費を納付し、定款第3章第6条の会員を選出し、その氏名、住所等を報告しなければならない。

第7条 納入された会費は、いかなる理由でも返還しない。